

# 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

福井県木材組合連合会

平成 25 年 11 月 15 日作成

平成 25 年 12 月 1 日公表

令和 7 年 8 月 7 日改正

## 第 1 目的

本実施要領は、福井県木材組合連合（以下「県木連」という。）が平成 25 年 12 月 1 日に作成し公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

## 第 2 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成 24 年 6 月 18 日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG 算定に必要な情報（以下、「GHG 関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、ガイドラインに基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

- 2 認定の事業者は、県木連の福井県木材登録等業者を対象とし、登録等事業者でないものの認定についての事項は、必要があれば別途定める。

## 第 3 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

- 1 認定を受けようとする事業者は、【別記 1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」（以下「事業者認定申請書」という。）と第 13 の【別記 9】で定める認定手数料及び年間維持費を添えて、県木連に提出しなければならない。
- 2 前項の年間維持費は、認定されなかった場合は返納する。

## 第 4 審査及びその結果の通知

- 1 県木連は、認定のため会長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「事業者認定申請書」の内容について、第 5（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨に

に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地調査等を実施する。

ただし、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。

3 県木連は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

## 第5 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

### (分別管理)

- ① 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

### (帳票管理)

- ③ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存することとしていること。

### (責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

### (GHG 関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

## 第6 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

- 1 県木連は 認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して【別記2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（2において「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を県木連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

## 第7 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に県木連の認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。  
GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載する。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【別記3-1】【別記3-2】とする。

## 第8 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、【別記4】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は、一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、県木連へ報告する。
- 2 県木連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

## 第9 立入検査

県木連は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、県木連から検査を行う旨通知を受けた場合は、必要な情報を提供するなど県木連に協力しなければならない。

県木連は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

## 第10 認定事業者の取消し

- 1 県木連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。  
また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を県木連のホームページ等に公表するものとする。
  - ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
  - ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
  - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 県木連が認定を取り消したときは、【別記5】で定める「認定取消通知書」を当認定事業者に送付するものとする。

- 3 「認定取消通知書」を受けた当該認定事業者は、通知を受けた日から起算にして2カ月以内（60日）に県木連に対して、書面（任意）により異議の申立てをすることができる。

#### 第11 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

- 1 認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する30日前までに、【別記6】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書（継続）」（以下「事業者認定申請書（継続）」という。）を県木連に第13の【別記9】で定める認定更新手数料及び年間維持費を添えて、県木連に提出しなければならない。
- 2 前項の年間維持費は、認定更新がなされなかった場合返納される。

#### 第12 変更及び再交付

- 1 認定事業者は、第6の「事業者認定書」の交付を受けた内容に変更があったときは、遅滞なく【別記7】で定める「事業者認定書」の変更届（以下「事業者認定書変更届」という。）を県木連に提出するものとする。
- 2 認定事業者は、「事業者認定書」の紛失、き損等があったときは、遅滞なく【別記8】で定める「事業者認定書」の再交付申請書（以下「事業者認定書再交付申請書」という。）を県木連に提出するものとする。
- 3 認定事業者から「事業者認定書変更届」又は「事業者認定書再交付申請書」があったときは、県木連は、「事業者認定書」を再交付することができる。

#### 第13 認定（更新）、変更届手数料および年間維持費

第3の「事業者認定申請書」の認定手数料、第11の「事業者認定申請書（継続）」の認定更新手数料、第12の「事業者認定書変更届」、「事業者認定書再交付申請書」の手数料、並びに年間維持費については、【別記9】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定（更新）手数料等」のとおりとする。

附則：この本実施要領は、平成25年12月1日から施行する。

改正 令和7年8月7日